

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 条 例

○G20愛知・名古屋外務大臣会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例	第42号	(国際課)	4
○スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例	第43号	(スタートアップ推進課)	7
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	第44号	(総務局総務課)	8
○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例	第45号	(市町村課)	9
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第46号	(財政課)	9
○愛知県県税条例の一部を改正する条例	第47号	(税務課)	13
○職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	第48号	(人事課)	14
○非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	第49号	(同)	15
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	第50号	(社会活動推進課)	16
○浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	第51号	(水大気環境課)	17
○愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例	第52号	(自然環境課)	19
○愛知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	第53号	(障害福祉課)	20
○あいち健康の森健康科学総合センター条例の一部を改正する条例	第54号	(健康対策課)	20
○愛知県建築基準条例の一部を改正する条例	第55号	(建築指導課)	21
○愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例	第56号	(保安課)	22
○愛知県地方卸売市場条例及び愛知県卸売市場審議会条例を廃止する条例	第57号	(食育消費流通課)	22

本号で公布された条例のあらまし

◇G20愛知・名古屋外務大臣会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例 (条例第42号)

- 1 G20愛知・名古屋外務大臣会合の開催時において対象施設周辺地域 (次に掲げる施設 (以下「対象施設」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める地域をいう。以下同じ。)の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人に対する危険その他対象施設周辺地域における危険を未然に防止し、もって県民生活の安全と平穏を確保するとともに、その開催の円滑化に資することを目的とすることとした。
 - (1) 名古屋観光ホテル 当該対象施設の敷地及びその周囲おおむね300メートルの地域
 - (2) 中部国際空港 当該対象施設の区域及びその周囲おおむね1,000メートルの地域
 - (3) (1)及び(2)に掲げる施設以外の知事が指定する地域 当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね1,000メートル以内の地域で目的に照らし必要であると認められる地域
- 2 対象施設周辺地域の上空において、令和元年11月10日から同月24日までの期間 (1(3)に掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域の上空にあっては、当該期間の範囲内で知事が定める期間)は、小型無人機の飛行 (次に掲げる小型無人機の飛行を除く。)を行ってはならないこととした。

- (1) 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行
 - (2) 土地の所有者若しくは占有者又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行
 - (3) 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機の飛行
- 3 2に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公安委員会に通報しなければならないこととした。
- 4 警察官は、2又は3に違反して小型無人機の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させること等の必要な措置をとることを命ずることができることとした。
- 5 対象施設及び対象施設の敷地又は区域の上空で小型無人機の飛行を行った者及び4の命令に違反した者に対する罰則を設けることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行することとし、令和元年11月24日限り、その効力を失うこととした。

◇スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（条例第43号）

- 1 名古屋市昭和区に整備するスタートアップ支援拠点について、公共施設等運営権制度を導入するため、公共施設等運営権に係る実施方針に関し必要な事項として次の事項を定めることとした。
- (1) スタートアップ支援拠点の運営等の業務を実施する民間事業者の選定の手続
 - (2) 公共施設等運営権者が行うスタートアップ支援拠点の運営等の基準
 - (3) 公共施設等運営権者が行う業務の範囲
 - (4) 公共施設等運営権者が収受する利用料金に関する事項
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正により、知事の権限に属する事務が廃止されたことに伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の一部については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 新たに地方卸売市場認定申請手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 免許証再交付手数料の額を改定することとした。
- 3 地方卸売市場開設許可申請手数料始め2手数料を廃止することとした。
- 4 その他必要な規定の整備を行うこととした。
- 5 この条例は、令和元年12月21日から施行することとした。ただし、3については令和2年6月21日から、2及び4については事務の根拠となる法律の施行の日から施行することとした。

◇愛知県県税条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 地方税法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日、道路運送車両法の一部を改正する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、次の条例の規定の整理を行うこととした。
 - (1) 職員等の旅費に関する条例
 - (2) 職員の退職手当に関する条例

- (3) 公立学校職員の退職手当に関する条例
- (4) 職員の給与に関する条例
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する期末手当の支給に関する規定を整備する等、次の条例の規定の整備を行うこととした。
 - (1) 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 - (2) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - (3) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
 - (4) 職員の育児休業等に関する条例
 - (5) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する浄化槽保守点検業者を認定し、当該浄化槽保守点検業者の登録の有効期間を3年から5年に延長することとした。
- 2 浄化槽保守点検業者の登録の拒否事由に、暴力団員等又は暴力団員等が事業活動を支配する者を追加することとした。
- 3 浄化槽保守点検業者に対し、次のように義務付けることとした。
 - (1) 営業所ごとに置く浄化槽管理士について、当該浄化槽保守点検業者の専属とし、当該営業所の専任とすること。
 - (2) 営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する研修の機会を与えること。
 - (3) 浄化槽の保守点検時における浄化槽管理士の資格を証する書類の携帯
 - (4) 浄化槽の管理者に対する清掃及び法定検査の時期の通知等を行うこと。
 - (5) 委託を受けた浄化槽の保守点検を原則として他人に委託してはならないこと。
- 4 報告徴収及び立入検査の対象に、登録を受けずに浄化槽保守点検業を営む者を追加することとした。
- 5 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、3(2)については、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 県立自然公園の利用調整地区への立入りの認定事務を行う指定認定機関の欠格事由の一つである成年被後見人及び被保佐人を、心身の故障により認定関係事務を適確に行うことができない者に変更することとした。
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇愛知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 心身障害者に代わって年金の受領及び管理をする者の欠格事由の一つである成年被後見人及び被保佐人を、心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者に変更することとした。
- 2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇あいち健康の森健康科学総合センター条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 あいち健康の森健康科学総合センターの健康科学館、料理実習室及び水泳施設を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和2年10月1日から施行することとした。

◇愛知県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第55号）

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 特定風俗案内業を行う者等の欠格事由の一つである成年被後見人及び被保佐人を、心身の故障により特

定風俗案内業を適正に行うことができない者等に変更することとした。

2 この条例は、令和元年12月14日から施行することとした。

◇愛知県地方卸売市場条例及び愛知県卸売市場審議会条例を廃止する条例（条例第57号）

1 卸売市場法の一部改正により、地方卸売市場の開設及び卸売業務について必要な事項を条例で定めることとする規定及び都道府県卸売市場審議会に関する規定が削除されることに伴い、次の条例を廃止することとした。

- (1) 愛知県地方卸売市場条例
- (2) 愛知県卸売市場審議会条例

2 この条例は、令和2年6月21日から施行することとした。

条 例

G 20 愛知・名古屋外務大臣会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十二号

G 20 愛知・名古屋外務大臣会合開催時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、G 20 愛知・名古屋外務大臣会合の開催時において対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することにより、要人に対する危険その他対象施設周辺地域における危険を未然に防止し、もって県民生活の安全と平穏を確保するとともに、その開催の円滑化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 対象施設 次に掲げる施設をいう。

イ 名古屋市中区錦一丁目に所在する名古屋観光ホテル

ロ 常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目及びセントレア五丁目に所在する中部国際空港

ハ 次条第二項前段の規定により指定された施設

二 対象施設周辺地域 次条第三項の規定により指定された地域をいう。

三 小型無人機 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する小型無人機をいう。

四 要人次に掲げる者をいう。

イ 外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外務大臣に準ずる地位にある者

ロ 外国の外務大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣に準ずる地位にある者

ハ 外国の外務大臣以外の外国の大臣及びこれに同行する家族の構成員並びに外国の外務大臣以外の外国の大臣に準ずる地位にある者

ニ イからハまでに掲げる者以外の者で、知事がこれらの者と同等の接遇を行う必要があると認めて指定するもの

(対象施設に係る指定等)

第三条 知事は、前条第一号イ及びロに掲げる対象施設について、当該対象施設の敷地（一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。以下同じ。）又は区域を指定するものとする。

2 知事は、前条第一号イ及びロに掲げる対象施設以外の施設で、第一条の目的に照らしその施設に対する小型無人機の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象施設として指定することができる。この場合において、知事は、併せて当該対象施設の敷地又は区域を指定するものとする。

3 知事は、第一項の規定により対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定するときは、次の各号に掲げる対象施設の区分に応じ当該各号に定める地域を、当該対象施設に係る対象施設周辺地域として指定するものとする。

一 前条第一号イに掲げる対象施設 当該対象施設の敷地及びその周囲おおむね三百メートルの地域

二 前条第一号ロに掲げる対象施設 当該対象施設の区域及びその周囲おおむね千メートルの地域

三 前条第一号ハに掲げる対象施設 当該対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね千メートル以内の地域で第一条の目的に照らしその地域における小型無人機の飛行による危険を未然に防止することが必要であると認めるもの

4 知事は、第二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに前項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定するときは、令和元年十一月十日から同月二十四日までの期間の範囲内で期間を定めて指定するものとする。

5 知事は、第二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに第三項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定しようとするときは、あらかじめ、警察本部長（当該対象施設周辺地域が海域を含む場合にあつては、警察本部長及び第四管区海上保安本部長）と協議しなければならない。

6 知事は、第一項の規定により対象施設の敷地又は区域を指定し、第二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに第三項の規定により対象施設周辺地域を指定する場合には、その旨（第二項の規定により対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域を指定し、並びに第三項の規定により当該対象施設に係る対象施設周辺地域を指定するときは、その旨及び期間）並びに対象施設の名称、所在地及び敷地又は区域並びに対象施設周辺地域を告示しなければならない。

7 知事は、第二項の規定により指定した対象施設及び当該対象施設の敷地又は区域並びに第三項の規定により指定した当該対象施設に係る対象施設周辺地域についてその指定の必要がなくなったと認めるときは、直ちに、その指定を解除し、その旨を告示しなければならない。

（対象施設周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止）

第四条 何人も、対象施設周辺地域の上空において、次の各号に掲げる対象施設周辺地域の区分に応じ当該各号に定める期間は、小型無人機の飛行を行ってはならない。

一 第二条第一号イ及びロに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 令和元年十一月十日から同月二十四日まで

二 第二条第一号ハに掲げる対象施設に係る対象施設周辺地域 前条第四項の規定により定められた期間

2 前項の規定は、次に掲げる小型無人機の飛行については、適用しない。

一 対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機の飛行

二 土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機の飛行

三 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機の飛行

3 前項各号に掲げる小型無人機の飛行を行おうとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公安委員会に通報しなければならない。ただし、当該小型無人機の飛行が法第二条第二項に規定する対象施設周辺地域の上空において行う法第九条第二項に規定する小型無人機等の飛行に該当する場合において、当該小型無人機の飛行について同条第三項本文の規定により公安委員会に通報したときは、この限りでない。

（安全の確保のための措置）

第五条 警察官は、前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機の飛行が行われていると認められる場合には、当該小型無人機の飛行を行っている者に対し、当該小型無人機の飛行に係る機器を対象施設周辺地域の上空から退去させることその他の第一条に規定する危険を未然に防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることが

できないとき又は同項の小型無人機の飛行を行っている者に対し当該措置をとることを命ずるといまいとまがないときは、警察官は、第一条に規定する危険を未然に防止するためやむを得ないと認められる限度において、当該小型無人機の飛行の妨害、当該小型無人機の飛行に係る機器の破損その他の必要な措置をとることができる。

- 3 県は、前項の規定による措置が行われたときは、当該措置により損失を受けた者（前条第一項又は第三項の規定に違反して小型無人機の飛行を行った者を除く。）に対し、当該措置により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（関係機関への連絡等）

第六条 知事及び公安委員会は、この条例の適切かつ円滑な運用を図るため、第四管区海上保安本部その他の関係機関と密接に連絡し、必要があると認めるときは、これらの機関に協力を求めるものとする。

（罰則）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の規定に違反して対象施設及び第三条第一項又は第二項後段の規定により指定された当該対象施設の敷地又は区域の上空で小型無人機の飛行を行った者
- 二 第五条第一項の規定による命令に違反した者

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和元年十一月二十四日限り、その効力を失う。
- 3 この条例の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第四十三号

スタートアップ支援拠点の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、起業を志望する者及び起業から間がない者を支援することにより、イノベーションの創出を促進し、もって地域経済の発展に資するための拠点として名古屋市昭和区に整備する施設（以下「スタートアップ支援拠点」という。）の公共施設等運営権（法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。）に係る実施方針（法第五条第一項に規定する実施方針をいう。）に関し必要な事項を定めるものと

する。

(スタートアップ支援拠点運営等業務を実施する民間事業者の選定の手続)

第二条 法第八条第一項の規定によりスタートアップ支援拠点の運営等(法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。)の業務(以下「スタートアップ支援拠点運営等業務」という。)を実施する民間事業者として選定されようとする民間事業者は、申請書にスタートアップ支援拠点運営等業務の実施に関する計画(以下「業務計画」という。)を記載した書類その他知事が定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切にスタートアップ支援拠点運営等業務を実施することができると思われる民間事業者を選定するものとする。

- 1 業務計画に基づき運営等によりスタートアップ支援拠点における県民の平等な利用の確保が図られること。
- 1 業務計画の内容がスタートアップ支援拠点の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること。
- 2 当該民間事業者が業務計画に基づき運営等を適正かつ確実に行う能力を有すること。
- 4 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準

(公共施設等運営権者が行う運営等の基準)

第三条 公共施設等運営権者(法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。)は、次に掲げる基準により、スタートアップ支援拠点運営等業務を実施しなければならない。

- 1 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実にスタートアップ支援拠点運営等業務を実施すること。
- 1 スタートアップ支援拠点を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。
- 2 スタートアップ支援拠点運営等業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。
- 4 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準

(公共施設等運営権者が行う業務の範囲)

第四条 公共施設等運営権者が行う業務の範囲は、施設を利用させることその他のスタートアップ支援拠点運営等業務とする。

(公共施設等運営権者が収受する利用料金)

第五条 スタートアップ支援拠点の利用料金(法第二条第六項に規定する利用料金をいう。)は、公共施設等運営権者が知事と協議して定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に

関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例（平成三十一年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

本則中「同項第一号」を「同項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十五号

愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例

愛知県事務処理特例条例（平成十一年愛知県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三（六）中「第八条第三項」を「第八条第二項」に改める。

別表第七の七の項を削る。

別表第九の七の項中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同表の八の項中「並びに第八十六条の六第二項」を「第八十六条の六第二項、第八十六条の八第一項及び第三項（法第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二第二項並びに第八十七条の三第三項及び第五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

愛知県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十六号

愛知県手数料条例の一部を改正する条例

愛知県手数料条例（平成十二年愛知県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二「高圧ガス製造保安責任者免状交付等事務」の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

別表第七中「地方卸売市場開設等許可事務」の項を削り、「農産物検査機関登録事務」の項の前に次の一項を加える。

地方卸売市場認定事務	地方卸売市場認定申請手数料		一件につき	一一、〇〇〇
------------	---------------	--	-------	--------

別表第八備考中第二十二号を第二十四号とし、第二十一号を第二十三号とし、第二十号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

別表第八備考中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 建築物エネルギー消費性能向上計画認定事務の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があつたものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

別表第十「運転免許等事務」の項中

<p>るの第九道 場適用項七交通 法をの条の法 受規の第二第</p>	<p>一人につき</p>	<p>八るの第九道 場適用項七交通 法をの条の法 受規の第二第 一、九〇〇</p>
--	--------------	---

に、

<p>一、九〇〇</p>	<p>一、七〇〇</p>
--------------	--------------

を

<p>八るの第九道 場適用項七交通 法をの条の法 受規の第二第 一、七五〇</p>	<p>一、七五〇</p>
---	--------------

に、

<p>るの第九道 場適用項七交通 法をの条の法 受規の第二第 一人につき</p>	<p>一、九〇〇</p>
--	--------------

を

<p>一、九〇〇</p>	<p>一、五五〇</p>
--------------	--------------

を

<p>免を第九道 得を第十路 ないに三 更理由の六 新をの七 をの十 受た五 けむ二 つむ二 か二 か二 つ二 つ二 一、五五〇</p>	<p>一、五五〇</p>
--	--------------

に、

<p>一、九〇〇</p>	<p>一、七五〇</p>
--------------	--------------

を

一、七〇〇
一、九〇〇（道路交通 法施行令第三十三 条の六の二第六号に 掲げるやむを得ない 理由のため免許証の 更新を受けることが できなかつた者であ つて、道路交通法第 九十七条の二第一項 第三号に該当して同 項の規定の適用を受 けたものに対する交 付に、二、〇五〇円 に、当該他の種類の 免許に係る事項を記 載することに二〇〇 円を加えた額）を「 一、七〇〇」に、

に、「道路交通法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免

許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合」を「道路交通法施行令第三十三条の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第九十七条の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付」に、「二、〇五〇円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二〇〇円を加えた額」を「一、七〇〇」に、

三、五〇〇
一、一五〇

を

二、一五〇
一、一五〇

に改め、「(昭和三十五年政令第二百七

十号)」を削り、同表備考中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 運転免許等事務の項に規定する免許証交付手数料（第二種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証に係るものに限る。）について、道路交通法第九十二条第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る手数料の額の欄に掲げる額に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに二〇〇円を加算した額とする。

附 則

1 この条例は、令和元年十二月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第七地方卸売市場開設等許可事務の項を削る改正規定 令和二年六月二十一日

二 別表第八の改正規定 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日

三 別表第三の二高圧ガス製造保安責任者免状交付等事務の項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図る

ための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日

四 別表第十の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第二十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

2 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第三条第五項に規定する旧地方卸売市場に係る同条第三項の申請についての改正後の愛知県手数料条例別表第七の規定の適用については、同表地方卸売市場認定事務の項中「一、〇〇〇」とあるのは、「五、八〇〇」とする。

愛知県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第四十七号

愛知県県税条例の一部を改正する条例

愛知県県税条例（昭和二十五年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の十六の六の見出し中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、同条第一項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体又は及び」（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）を削り、「第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業又は同法」を「（昭和五十五年法律第六十五号）」に改め、「それぞれ」を削り、「当該期間」を「当該貸付期間」に改め、「取得するものを除く」の下に「。以下この項において「農地売買事業」という」を加え、「にあつては」を「には」に、「これらの土地の取得の日」を「（同日」に、「土地改良法による」を「土地改良法第二条第二項に規定する」に、「同法第二条第二項第二号」を「同項第二号」に、「当該事業」を「当該農地売買事業」に、「当該農地利用集積円滑化団体等」を「当該農地中間管理機構」に改め、同条第二項中「定める」を「規定する」に、「には、当該取得の日」を「には、同日」に改める。

第六十一条の七第二項第一号イ(1)(i)及び(ii)、第二号イ(1)(i)及び(ii)並びに第三号イ(1)(i)及び(ii)並びにハ(1)(i)及び(ii)中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第六十一条の十一第二項第三号中「記入」を「変更記録」に改める。

第六十七条の二中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附則第七条第十六項中「第十四条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十三条第二項第三号」を「第十九条第二項第三号」に、「第二条第十項第七号」を「第二条第十二項第七号」に改める。

附則第十二条の十第四項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条

第二項」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に、「同条」を「同条第一項」に、「又は同条」を「又は同項」に改め、同項第三号及び同条第五項各号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第七項中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

附則第十三条第三項第一号中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第七条第十六項の改正規定 公布の日
 - 二 第四十三条の十六の六の改正規定及び次項の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
 - 三 第六十一条の十一第一項第三号の改正規定 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日
 - 四 第六十七条の二の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日
- 2 改正後の愛知県県税条例第四十三条の十六の六第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日以後の同条第一項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の改正前の愛知県県税条例第四十三条の十六の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第四十八号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号若しくは第五号」を「第十六条第一号若しくは第四号」に「場合には」を「ときは」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第二条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

附則第三十九項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第三条 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年愛知県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

附則第三十四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第四条 職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第二十条の二第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第三号及び第四号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十一条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号イ中「、若しくは失職し」を削る。

第三十条第七項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、「第二十条第一項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第二項、第三項、第五項又は前項の規定の」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第四十九号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第一条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年愛知県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(期末手当)

第五条 一般職の非常勤職員(任命権者が定める者を除く。)には、常勤の職員の例により、期末手当を支給する。ただし、その額は、常勤の職員に対して支給する期末手当の額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

- 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年愛知県条例第二号)第二条第二項第三号
- 一 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十二年愛知県条例第六十四号)第二条第二項第三号

(職員の育児休業等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「、第十一条の二」を削る。

- 一 職員の育児休業等に関する条例(平成四年愛知県条例第二号)第二十三條第一項
- 一 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年愛知県条例第五十八号)第九條第三項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例及び職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の一部改正)

- 2 次に掲げる条例の規定中「非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」を「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

- 一 職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例(昭和三十六年愛知県条例第三十八号)第四条
- 一 職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例(昭和三十年愛知県条例第二十八号)第二条第三号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年愛知県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十一号

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年愛知県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 登録の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

1 当該登録に際し、五年以上引き続き県内において浄化槽保守点検業を営んでいること、過去五年間において浄化槽法第十二条第二項の規定による命令を受けていないことその他の浄化槽保守点検業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として規則で定める基準に適合すると認められた者 五年

1 前号に掲げる者以外の者 三年

第三条第一項第三号中「いう。以下」を「いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第五条第一項において」に改め、同項第五号中「氏名及び」を「氏名、」に改め、「交付番号」の下に「及びその者が担当する区域」を加え、同項に次の一号を加える。

六 営業区域に係る市町村ごとに浄化槽の清掃に関し連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地

第三条第二項第一号中「第六号まで」を「第七号まで及び第九号」に改める。

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第九号において「暴力団員等」という。）

第五条第一項に次の一号を加える。

九 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第七条第三号中「役員」の下に「(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)」を加える。

第九条第一項中「営業所に」を「営業所ごとに次の各号のいずれにも該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
- 二 当該営業所の専任であること。

第九条の次に次の一条を加える。

(浄化槽管理士に対する研修)

第九条の二 浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。

第十条第二項を次のように改める。

2 前項の場合においては、浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽管理士に、その資格を証する書類として規則で定める書類を携帯させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自らこれを携帯しなければならない。

第十条に次の六項を加える。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行つたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、次に掲げる事項を書面(第二号及び第三号に掲げる事項にあつては、規則で定める様式による書面)により通知しなければならない。ただし、第五項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽の保守点検を行つた場合については、この限りでない。

- 一 浄化槽の保守点検の結果
- 二 浄化槽の清掃をすべき時期
- 三 浄化槽法第七条第一項又は第十一条第一項の水質に関する検査を受けるべき時期
- 四 その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

4 浄化槽保守点検業者は、前項の規定による同項第二号に掲げる事項の通知をした場合において、当該浄化槽の管理者が清掃の委託をし、又はしようとする浄化槽清掃業者があるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、当該通知をした旨を連絡しなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。ただし、浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を規則で定める基準に従つて他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。

6 前項ただし書の規定による委託を受けた浄化槽保守点検業者は、当該浄化槽の保守点検を行つたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、第三項第一号及び第四号に掲げる事項を書面により通知し、かつ、当該委託をした浄化槽保守点検業者(以下「再委託者」という。)

に対し、当該通知の内容を報告しなければならない。

7 再委託者は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該浄化槽の管理者に対し、第三項第二号及び第三号に掲げる事項を規則で定める様式による書面により通知しなければならない。

8 第四項の規定は、再委託者が前項の規定による第三項第二号に掲げる事項の通知をした場合について準用する。

第十三条第一項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

第十四条第一項中「浄化槽保守点検業者」の下に「その他浄化槽保守点検業を営む者」を加え、「若しくは事務所」を「事務所その他の場所」に改める。

附 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第九条の次に一条を加える改正規定は、浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）の施行の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にされた改正前の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第二条第一項又は第三項の登録の申請であつて、この条例の施行の際、登録又は登録の拒否の処分がされていないものについての登録又は登録の拒否の処分については、なお従前の例による。

3 改正後の浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第六条第一項の規定は、同条例第三条第一項各号に掲げる事項の変更であつてこの条例の施行後にあるものについて適用し、この条例の施行前にあつた当該事項の変更については、なお従前の例による。

愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第五十二号

愛知県立自然公園条例の一部を改正する条例

愛知県立自然公園条例（昭和四十三年愛知県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

一 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者
第二十三条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十七条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

愛知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十三号

愛知県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

愛知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年愛知県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項各号を次のように改める。

- 一 心身の故障により年金の受領及び管理を適正に行うことができない者として規則で定める者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

あいち健康の森健康科学総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十四号

あいち健康の森健康科学総合センター条例の一部を改正する条例

あいち健康の森健康科学総合センター条例（平成九年愛知県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「健康科学館及び」及び「、料理実習室」を削る。

第三条第一項第三号中「、料理実習室」及び「又は健康科学館の展示室を利用して展示会を行おうとする者」を削り、同条第三項中「別表第一」を「別表」に改める。

第四条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第三項第一号中「第八条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「第九条」を「第八条」に改め、「前条第一項の施設の利用及び同条第二項の資料の観覧」を削り、同条第二項中「次に掲げる者は」を「第三条第一項の許可を受けた者は、前条第一項ただし書の場合を除き」に、「第四条第一項又は前条第一項若しくは第二項」を「同項」に改め、各号を削り、同条第三項中「別表第一」を「別表」に改め、「又は別表第二に定める入場料及び観覧料の額に相当する額」及び「又は当該入場料及び観覧料の額に相当する額」を削り、同条第六項中「第四条第三項」を「前条第三項」に、「第三条第一項のセンターの利用に係る利用

料金について、前条第三項及び第四項の規定は同条第一項の施設の利用及び同条第二項の資料の観覧に係る利用料金」を「利用料金」に、「第四条第四項及び前条第四項」を「同項」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第三号中「第六条第六項」を「第五条第六項」に改め、同条第四号中「第七条」を「第六条」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第一項中「若しくは使用料又は第五条の規定による入場料若しくは観覧料」を「又は使用料」に改め、同条第二項第二号中「第八条」を「第七条」に改め、同条第三項中「第七条」を「第六条」に改め、同条を第十条とする。

別表第一中「、第四条、第六条」を「第五条」に改め、同表運動施設使用料の項中

水泳施設	中学生以下の者	一人一回につき	二〇〇
	その他の者	一人一回につき	五〇〇
トレーニング施設	一人一回につき 一人一月につき	三、〇〇〇	
水泳施設及びトレーニング施設を併せて利用する場合	一人一回につき	一、〇〇〇	

を

トレーニング施設	一人一回につき 一人一月につき	三、〇〇〇
----------	--------------------	-------

に改め、同表料

理実習室使用料の項を削り、同表浴場使用料の項中「水泳施設又は」を削り、同表展示室使用料の項を削り、同表備考中「(展示室使用料にあつては、午後五時)」を削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

- この条例は、令和二年十月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に納付されたあいち健康の森健康科学総合センターの水泳施設の利用に係る料金については、同日から令和五年三月三十一日までの間は、当該料金に係る水泳施設の利用が終了していない場合に限り、請求により還付することができる。

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第五十五号

愛知県建築基準条例の一部を改正する条例

愛知県建築基準条例（昭和三十九年愛知県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第百十二条第一項」を「第百十二条第二項」に改める。

第二十一条ただし書中「第百十二条第九項」を「第百十二条第十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十六号

愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例

愛知県風俗案内所規制条例(平成二十四年愛知県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を次のように改める。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五条第七号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 心身の故障により特定風俗案内業を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定める者

第八条第三項第一号中「第五号まで」を「第四号まで又は第六号」に改め、同項に次の一号を加える。

- 三 心身の故障により管理者の業務を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定める者

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

愛知県地方卸売市場条例及び愛知県卸売市場審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和元年十月十八日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十七号

愛知県地方卸売市場条例及び愛知県卸売市場審議会条例を廃止する条例

愛知県地方卸売市場条例(昭和四十六年愛知県条例第五十三号)及び愛知県卸売市場審議会条例(昭和四十六年愛知県条例第五十四号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。